

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2021

月刊

# 中小企業レポート

5

No.534

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

令和3年度長野県中小企業融資制度について



デジタル化投資、DX、カーボンニュートラル等  
事業者さまの成長戦略に

けんしん BANK

# 成長戦略促進 ローン



事業の持続可能性を高めるため、デジタル技術の活用や脱炭素等、  
新たな事業価値の創造を図るなど、成長戦略にかかわる資金として、お役立てください。

## 【主な例】

- デジタル化によるシステム導入資金
- 脱炭素等の環境負荷低減に関する設備資金
- 生産性の向上、新分野進出、新サービスの展開等に伴う資金
- 成長戦略に基づく土地購入、建物取得等にかかる資金
- 雇用促進、従業員教育にかかわる資金

※審査の結果、ご融資できない場合がございます。●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

けんしん BANK

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2021

5

No.534

- 2 **特集**  
令和3年度  
長野県中小企業融資制度について
- 6 **中央会インフォメーション**
- 8 **全中インフォメーション**
- 9 **ズームアップ！組合の魅力発見**  
協同組合長野県解体工事業協会
- 10 **好機逸すべからず**  
楠わいなりー株式会社（須坂市）  
富士ケミカル株式会社（佐久市）
- 12 **市町村のイチオシ！**  
小谷村
- 13 **街の法律家 行政書士に聞く**  
「外国人材受け入れと在留資格Ⅱ他」



〈表紙写真〉石坂探検村

小谷村は、長野県の西北部に位置し、中部山岳、妙高戸隠連山の2つの国立公園を有し自然豊かな山村地域です。豊かな自然を守りながら自然体験プログラムを推奨し、今後の未来を担う子どもたちに“生きるチカラ”を養う活動を積極的に提供していきます。雄大な自然と豊富な資源を守りながら、小谷村ならではの豊かなふるさとづくりを目指していきます。

特集

# 令和3年度

# 長野県中小企業融資制度について (抜粋)

長野県では、金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、県と市町村による信用保証料の補助を通じて、中小企業の皆さんが安定した経営を行えるよう応援します。

## 令和3年度 長野県中小企業融資制度一覧

| 資金名       | 資金の特徴                  | 貸付対象者   | 資金使途     |
|-----------|------------------------|---|----------|
| 中小企業振興資金  | 一般枠                    | 経営の安定又は合理化のために資金を必要とする方   | 設備<br>運転 |
|           | 短期継続融資枠                | 恒常的に必要な運転資金を継続して調達しようとする方<br>◇恒常的に必要な運転資金(正常運転資金)＝「売上債権＋棚卸資産－買入債務」<br>◇返済期日に正常運転資金の範囲内で借換継続申込が可能な資金   | 運転       |
|           | しあわせ信州創造枠              | 上記2資金(枠)を利用する方で、次のいずれかの制度の認証又は認定を受けた方<br>◇「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証<br>◇「消防団協力事業所表示制度」認定<br>◇「健康経営優良法人認定制度」認定<br>◇「長野県SDGs推進企業登録制度」の登録   | 運転       |
|           | 創業枠                    | 創業等関連保証又は創業関連保証を利用する方   | 設備<br>運転 |
| 小規模企業発展資金 | 小規模企業者が成長・発展するために資金を調達 | 成長・発展のために資金を必要とする小規模企業者(※)の方で、小口零細企業保証を利用する方<br>※小規模企業者：従業員が20人(宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の企業  | 設備<br>運転 |
| 経営健全化支援資金 | 経営安定対策<br>拡大           | (1) セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方<br>(2) 経済の変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方<br>ア 最近3か月間の売上高又は売上高経常利益率(収益性)が前年同期又は前々年同期に比べ5%以上減少<br>イ 直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べ減少<br>(3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、(1)又は(2)に該当する方  | 設備<br>運転 |
|           | 特別経営安定対策<br>拡大         | (1) セーフティネット保証1～4号・6号に該当する方<br>(2) 取引先企業の倒産による関連倒産のための資金を必要とする方で、倒産企業に対して50万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する方<br>(3) 東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証を利用する方<br>(4) 経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方<br>ア 急激な為替相場の変動の影響又は消費税率引上げに伴う経営環境の悪化により、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少<br>イ 災害の影響を受け、災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少<br>ウ 最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前年同月または前々年同月に比べ15%以上減少<br>(5) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、(1)から(3)又は(4)ウに該当する方 |          |
|           | 防災・安全対策                | (1) 事業用建築物の耐震診断・耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方<br>(2) 旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方<br>(3) 石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方<br>(4) 事業継続計画(BCP)を策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方  | 設備<br>運転 |
|           | 災害対策                   | 暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等のり災証明書等(災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)を受けた方  | 設備<br>運転 |
|           | 新型コロナウイルス対策<br>拡大      | 長野県中小企業者等グループ補助金を利用し、同補助金の交付申請をされた方<br><br>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下記のいずれかに該当する方<br>(1) 危機関連保証を利用する方<br>(2) 最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前年同月または前々年同月に比べ15%以上減少<br>(3) セーフティネット保証4号を利用する方   | 設備<br>運転 |

※この掲載内容は、令和3年4月1日現在の長野県中小企業融資制度を抜粋して掲載しております。詳細につきましては、本会指導員又は長野県産業労働部経営・創業支援課までお問い合わせください。なお、最新の内容は県ホームページ等でもご確認いただけます。

長野県産業労働部 経営・創業支援課  
(長野県庁5階 TEL026-235-7200)

| 貸付限度                 | 貸付期間上限<br>( )内は土地・建物等                             | 貸付利率<br>(年率)              | 信用保証料率<br>(※自己負担分)     | 資金のポイント  |
|----------------------|---|---------------------------|------------------------|--|
| 1億円                  | 10年(20年)<br>＜据置1年＞                                | 2.1%                      | 2.2%以内<br>(全額自己負担)     | ◇スピーディーな調達が可能<br>◇既存県制度融資の借換が可能<br>※借換後の貸付期間は1年以上となる。短期資金への借換は短期継続融資枠を利用   |
| 5,000万円              | 7年[借換10年]<br>＜据置6か月＞<br>＜借換は据置1年＞                 | 1年以内<br>1.8%              |                        |  |
| 3,000万円              | 1年  | 1.8%                      |                        |  |
|                      |   | 上記資金(枠)<br>の利率から<br>▲0.2% |                        | ◇各認証等を取得している企業は貸付利率を引下げ  |
| 設備・運転の合計で<br>3,500万円 | 10年<br>＜据置1年＞<br>7年<br>＜据置1年＞                     | 1.1%                      | 0.8%以内<br>(全額自己負担)     | ◇迅速な資金調達が必要な創業者を支援<br>◇創業等関連保証、創業関連保証のみ対象<br>◇信州創生推進資金(創業支援向け)、(IT産業向け【創業】)との合計で、最大5,500万円が貸付限度  |
| 設備・運転の合計で<br>2,000万円 | 10年<br>＜据置1年＞<br>7年[借換7年]<br>＜据置6か月＞<br>＜借換は据置1年＞ | 1.9%                      | 0.44%以内                | ◇小口零細企業保証の対象者が利用可能<br>◇設備・運転合算で2,000万円まで利用可能(申込金額を含む保証協会利用残高が2,000万円の範囲内)<br>◇既存県制度融資のうち創業支援向け、小規模企業向けの借換が可能(借換後も保証料補給あり)  |
| 6,000万円              | 10年<br>＜据置1年＞                                     | 1.9%                      | 0.44%以内                | ◇経済の変動等の影響により経営環境が悪化している方などが利用可能<br>◇信用保証料の自己負担無し(セーフティネット保証、危機関連保証等の場合)<br>◇保証料補給のある既存県制度融資及び長野県新型コロナウイルス感染症対応資金の借換が可能(借換後も保証料補給あり)<br>◇危機関連保証、東日本大震災復興緊急保証を利用する方の利率を優遇(1.3%)<br>◇経済変動等の「最近3か月」とは、4月申込みの場合、1～3月、12～2月、11～1月の期間のうち、試算表等で売上高を確認できる期間で最も申込日に近い期間とする。 |
| 8,000万円              | 7年[借換10年]<br>＜据置1年＞<br>＜借換は据置2年＞                  | 1.6%<br>貸付対象者(3)は1.3%     |                        |  |
| 1億5,000万円            | 10年(15年)<br>＜据置2年＞                                | 1.9%                      | セーフティネット保証等利用の場合自己負担無し | ◇耐震補強工事を行う場合は、事業用部分のみが貸付対象<br>◇機械転倒防止対策を行う場合、新規設備購入及びそれに伴う据付は貸付対象外<br>◇貸付対象者(3)の方は、施設の新築増築に伴うものは貸付対象外  |
| 3,000万円              | 7年<br>＜据置1年＞                                      |                           |                        |  |
| 6,000万円              | 10年(15年)<br>＜据置2年＞                                | 1.1%                      | 令和元年東日本台風被災事業者は0.8%    | ◇令和元年東日本台風被災事業者の利率引下げは令和3年度末の貸付実行分まで<br>◇災害により事業活動に支障が生じている中小企業者が、設備の復旧、資材の購入等、事業活動の継続のために必要な設備資金、運転資金が貸付対象となる   |
| 8,000万円              | 7年<br>＜据置2年＞                                      |                           |                        |  |
| 4億円                  | 10年(15年)<br>＜据置2年＞                                | 0.8%                      |                        | ◇新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している方が利用可能<br>※借換での利用は不可(県制度融資からの借換は、経営安定対策、特別経営安定対策などが対応可能)   |
| 6,000万円              | 10年<br>＜据置2年＞                                     | 0.8%                      |                        |  |
| 8,000万円              | 7年<br>＜据置2年＞                                      |                           |                        |  |

| 資金名                         | 資金の特徴                           | 貸付対象者  | 資金用途  |    |
|-----------------------------|---------------------------------|--|---|----|
| 信州創生推進資金                    | 創業支援向け                          | 創業前後の事業資金を調達   | 下記のいずれかに該当する方<br>(1) 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方<br>(2) 創業した日から5年未満である方<br>(3) 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社  | 設備 |
|                             |                                 |  | 運転  |    |
|                             | 事業承継向け<br><b>拡大</b>             | 事業承継のために資金を調達  | (1) 既存事業を譲り受け、事業継続しようとする方<br>(2) 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする方<br>(3) 経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方<br>(4) 事業を譲り受けてから5年未満で当該事業の拡大を行おうとする方<br>(5) 事業承継特別保証を利用する方  | 設備 |
|                             |                                 |  |   | 運転 |
|                             | IT産業向け                          | IT産業の発展に寄与する取組に係る資金調達  | 日本標準産業分類に掲げる「大分類G-情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・サービス業又はインターネット付随サービス業を営む方もしくは営もうとする方<br>①【創業】…信州創生推進資金(創業支援向け)の貸付対象者に該当する方で、上記業種を主業とする方<br>②【事業拡大】…上記事業に係る事業発展や拡大を目指す方<br>③【立地】…ICT産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする方 | 設備 |
|                             |                                 |  |   | 運転 |
|                             |                                 |  |   | 設備 |
|                             | 事業展開向け                          | 経営力向上計画 経営革新計画に基づき資金調達 新製品の開発 事業の多角化のために資金調達   | (1) 新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行おうとする方<br>(2) 事業転換又は新分野進出により、経営の多角化を図ろうとする方<br>(3) AI・IoT・ロボットに関連した研究開発・事業展開を行おうとする方又はAI・IoT・ロボットを用いた設備を導入し生産性向上を図ろうとする方  | 設備 |
|                             |                                 |  |   | 運転 |
|                             | 地域活性化向け                         | 地域を活性化する取組に係る資金調達  | (1) 商店街の空き店舗に出店しようとする方及び出店後1年以内の方<br>(2) 県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方<br>(3) 観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする方<br>(4) 障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方<br>(5) 「からだに優しい食品」(機能的表示食品など)を製造する方  | 設備 |
| 運転                          |                                 |  |   |    |
| 企業立地向け                      | 工場等の新設・移転や設備の更新・増強のために資金調達      | (1) 工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする方<br>(2) 工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備を導入しようとする方<br>(3) 県外から県内に本社機能の移転を行おうとする方   | 設備  |    |
|                             |                                 |  | 設備  |    |
|                             |                                 |  | 運転  |    |
| ゼロカーボン・次世代産業向け<br><b>拡大</b> | ゼロカーボンに向けた取組や、次世代産業に参入するために資金調達 | (1) 環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後間もない方<br>(2) 節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方<br>(3)上記(1)のうち、試作開発等から資金回収まで相応の期間を要する下記の方<br>・航空宇宙産業に係る製品を製造する方<br>・医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造する方<br>・再生可能エネルギー発電業に取り組む方(太陽光発電を除く) | 設備  |    |
|                             |                                 |  | 運転  |    |
|                             |                                 |  | 設備  |    |
| 海外展開向け                      | 海外への事業展開のために資金調達                | 県内に本社機能を有する方で、海外へ事業展開を図ろうとする方  | 設備  |    |
|                             |                                 |  | 運転  |    |
| 経営改善サポート資金                  | 外部の専門家の支援を受け、経営基盤を強化するために資金調達   | 経営サポート会議による検討や中小企業再生支援協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方で事業再生計画実施関連保証を利用する方  | 設備<br>運転  |    |

※「長野県新型コロナウイルス感染症対応資金」は受付期間が終了しています。(令和3年3月31日保証申込受付分まで)

| 貸付限度                   | 貸付期間上限<br>( )内は土地・建物等 | 貸付利率<br>(年率)                                | 信用保証料率<br>(※自己負担分)                          | 資金のポイント   |
|------------------------|-----------------------|---|---|---|
| 3,500万円                | 10年<br><据置1年>         | 1.1%<br>(イノベティブ枠に該当する方は1.0%)                | 0.44%以内<br>(創業関連保証・創業等関連保証利用の場合自己負担無し)      | ◇創業後5年未満の方も貸付対象<br>◇貸付対象者(1)の方は、設備・運転の合計で、2,000万円+自己資金の範囲内で1,500万円の最大3,500万円が貸付限度<br>◇中小企業振興資金(創業枠)、信州創生推進資金(IT産業向け【創業】)との合計で、最大5,500万円が貸付限度<br>◇イノベティブ枠は利率優遇(1.0%)                               |
| 2,000万円                | 7年<br><据置1年>          |   |   |   |
| 1億5,000万円              | 10年(15年)<br><据置1年>    | 1.0%  |   | ◇貸付対象者(3)のうち <b>経営承継借換関連保証を利用する方</b> 、又は貸付対象者(5)の <b>事業承継特別保証を利用する方</b> に限り、 <b>保証付き融資の借換が可能</b><br>◇事業承継後5年未満の方や経営承継円滑化法上の認定を受けた方(中小企業者の代表者個人(予定者含む)等)も対象  |
| 3,000万円<br>[借換8,000万円] | 7年[借換10年]<br><据置1年>   |   |   |   |
| 3,500万円                | 10年<据置1年>             | 1.0%  |   | ◇「 <b>信州ITバレー構想</b> 」の実現に向け、 <b>IT産業関連の事業者</b> に対して、 <b>創業から事業拡大</b> までを幅広く支援<br><br>◇①の場合、中小企業振興資金(創業枠)、信州創生推進資金(創業支援向け)との合計で、最大5,500万円が貸付限度   |
| 2,000万円                | 7年<据置1年>              |   |   |   |
| 1億5,000万円              | 10年(15年)<br><据置1年>    | 1.1%  |   | ◇①の場合、中小企業振興資金(創業枠)、信州創生推進資金(創業支援向け)との合計で、最大5,500万円が貸付限度  |
| 5,000万円                | 7年<据置1年>              |   |   |   |
| 3億円                    | 15年<据置3年>             |   |   |   |
| 5,000万円                | 7年<据置1年>              |   |   |   |
| 1億5,000万円              | 10年(15年)<br><据置1年>    | 1.7%<br>貸付対象者(3)は1.4%                       | 0.44%以内<br>(経営革新関連保証、経営力向上関連保証等利用の場合自己負担無し) | ◇ <b>経営革新計画</b> の承認、 <b>経営力向上計画</b> の認定を受けた方は、当該計画の添付により、事業計画書の添付を省略可能<br>◇AI・IoT・ロボットに係る研究開発又は設備を導入する方の利率を優遇(1.4%)   |
| 3,000万円                | 7年<br><据置1年>          |   |   |   |
| 1億5,000万円              | 10年(15年)<br><据置1年>    | 1.7%<br>貸付対象者(2)のうち伝統的工芸品を製造する方及び(5)の方は1.4% |   | ◇ <b>宿泊施設のリニューアル</b> や <b>観光需要に対応した環境整備</b> (Wi-Fi環境整備等)を行う方も貸付対象<br>◇「からだに優しい食品」を製造する方の利率を優遇(1.4%)<br>◇貸付対象者(4)の方は、施設の新築に伴うものは対象外  |
| 3,000万円                | 7年<br><据置1年>          |   |   |   |
| 3億円                    | 15年<据置3年>             | 1.4%  |   | ◇ <b>工業団地へ新設・移転・設備導入等</b> を推進<br>◇土地取得又は造成費用について貸付を受けた場合は、原則1年以内に建物の工事に着工すること<br>※地方公共団体等と立地にかかる契約に特別の定めがある場合は、その期間内に建物の工事に着工、操業をすること   |
| 1億5,000万円              | 10年(15年)<br><据置2年>    |   |   |   |
| 3,000万円                | 7年<据置1年>              |   |   |   |
| 1億円                    | 10年(15年)<br><据置2年>    | 1.4%  |   | ◇二酸化炭素排出量を減少させる製品の製造や石油由来製品からの転換等、 <b>ゼロカーボンに向けた取組</b> を支援<br>◇貸付対象者(1)の事業転換又は新規参入後間もない方とは、進出後5年未満の方<br>◇ <b>再生可能エネルギー産業(太陽光除く)</b> に取り組む方、 <b>航空宇宙産業及び次世代自動車関連産業</b> に係る製品を製造する方などは進出後5年以降でも利用可能 |
| 3,000万円                | 7年<据置1年>              |   |   |   |
| 1億5,000万円              | 15年(18年)<br><据置5年>    |   |   |   |
| 5,000万円                | 12年<br><据置5年>         |   |   |   |
| 1億円                    | 10年(15年)<br><据置1年>    | 1.9%  | 1.32%以内                                     | ◇現在の事業の縮小、県内事務所の閉鎖、従業員の雇用調整を伴わないものが対象   |
| 3,000万円                | 7年<据置1年>              |   |   |   |
| 設備・運転の合計で<br>1億5,000万円 | 15年<br><据置1年>         | 1.6%  | 自己負担無し                                      | ◇ <b>事業再生計画の実施に必要な資金が貸付対象</b><br>◇ <b>信用保証料の自己負担無し</b><br>◇既存県制度融資の借換が可能<br>◇事業再生計画の精査に時間を要する場合がある  |

## 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金のご案内

### 1. 給付額

中小法人等：上限60万円      個人事業者等：上限30万円

※給付額 = 2020年(または2019年)1月～3月の合計売上－2021年対象月の売上×3

### 2. 要件

国の緊急事態宣言(2021年1月再発令)に伴い、以下の①または②により、1月～3月の売上が50%以上減少していること。

#### ①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること

##### 【申請におけるポイント】

間取引の事業者(卸・仲卸、農協、農業者等)も対象となります。

※商品が宣言地域内へ供給されている場合、対象となり得ます。

#### ②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと

##### 【申請におけるポイント】

県内の旅行関連事業者(飲食・宿泊、土産物店等)は対象となり得ます。

※内閣府「V-RESAS」のデータによると、長野県内10広域単位それぞれ、旅行者の5割以上が宣言地域内からの来訪があることが確認されています。

### 3. 申請方法等

【申請手続】 WEBサイトまたは申請サポート会場より申請

一時支援金申請：<https://ichijishienkin.go.jp/>

【申請期間】 2021年3月8日(月)から5月31日(月)まで

### 4. 事前確認

申請前に、登録確認機関で事前確認を受ける必要があります。本会も登録確認機関ですので、ぜひお気軽にお問い合わせください。

### 5. 問い合わせ先

#### (1)一時支援金相談窓口

☎0120-211-240 [IP電話等の場合：03-6629-0479(通話料あり)]

#### (2)長野県 産業・雇用 総合サポートセンター(地域振興局 商工観光課)

佐 久：TEL0267-63-3158      上 田：TEL0268-25-7185

諏 訪：TEL0266-53-6000      上伊那：TEL0265-76-6829

南信州：TEL0265-53-0432      木 曾：TEL0264-25-2228

松 本：TEL0263-40-1932      北アルプス：TEL0261-23-6523

長 野：TEL026-234-9528      北 信：TEL0269-23-0219

## 中小企業経営構造転換促進事業のご案内

長野県では、国（経済産業省）の「中小企業等事業再構築促進事業」及び「中小企業生産性革命推進事業」（IT導入補助金を除く）への上乗せ補助を実施しています。これらの補助事業の交付決定を受けた県内事業者の皆様は対象となりますので、活用をご検討ください。

また、本会は認定支援機関（認定経営革新等支援機関）として、申請の相談や事業計画の策定など支援いたしますので、ぜひお気軽にお問い合わせください。

### ①信州未来リーディング企業育成事業（国：中小企業等事業再構築促進事業の拡充）

補助率：最大8/10（国2/3、県4/30又は定額）

上限額：中小企業（通常枠）6,500万円（国6,000万円、県500万円）

中小企業（卒業枠）11,000万円（国10,000万円、県定額1,000万円）

### ②中小企業ニューノーマル対応支援事業（国：中小企業生産性革命推進事業の拡充）

補助率：8/10（国2/3、県4/30）、9/10（国3/4、県3/20）

上限額：ものづくり・商業・サービス補助金〔8/10〕1,200万円（国1,000万円、県200万円）

小規模事業者持続化補助金〔9/10〕120万円（国100万円、県20万円）

### 申請期間（令和3年度分）

令和3年3月3日（水）から令和4年2月15日（火）まで（※2月15日（火）消印有効）

※予算額の上限に達し次第、受付終了となる場合があります。

## 臥竜山頂に東屋を建築して寄贈

～協同組合建匠須高～

今年3月、須高地区の建設業者で構成される協同組合建匠須高は、臥竜公園にある臥竜山の山頂に東屋を建築し、須坂市に寄贈しました。

須坂市街地に位置する臥竜公園は、桜の名所100選にも選ばれており、毎年春になると市内外から多くの人々が訪れていますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、来園者が急激に減ってしまいました。

そこで当組合では、臥竜公園商店会とシティーホテルサンシャインエイトの2者と連携して「臥竜公園“憩いの空間”プロジェクト」を始動。より多くの方に臥竜公園に来て楽しんでもらえるようにと、臥竜山頂に東屋の建築を行いました。



竣工式の様子



本プロジェクトで建築された東屋

今回建築された東屋には主に地元産木材が使われ、南瓜束など職人の技が駆使された味わいのある仕上がりとなっています。東屋からは、須坂市・長野市が一望でき、晴れた日には北信五岳・北アルプスまで見渡せる市内随一の眺望スポットとなっています。

30日には竣工式が行われ、当組合から須坂市に東屋が寄贈されました。

## ●最低賃金に関する中小企業三団体共同記者会見を開催

4月15日、全国中央会、日本商工会議所、全国商工会連合会による「最低賃金に関する中小企業三団体共同記者会見」を東京商工会議所5階渋谷ホールにて開催しました。

本会からは、平副会長（千葉県中央会会長）が出席し、「中小企業月次景況調査では、地域中小企業から切実な声が多く寄せられている。政府から『より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す』と示されたこと



共同会見の様子



発言する平副会長

な経済情勢において、旅館・宿泊、観光、サービス、運輸など、厳しい実情にある業種を含め、法的拘束力をもって最低賃金を引き上げるということは、経営者の、『事業を継続したい』、『雇用を維持したい』、という思いを切り捨てるものに他ならず、企業の倒産、失業者の増加を招く可能性を大いに含んでいることを認識すべきであり、引き続き現行水準の維持を強く訴えていく所存である」との発言がありました。

\*\*\*\*\*

## ●大隈厚生労働大臣政務官より「新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用維持や採用について」要請が行われる

4月15日、大隈厚生労働大臣政務官から全国中央会会長に対し、「新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用維持や採用について」要請がありました。

はじめに要請書が大隈政務官より全国中央会佐藤専務理事に手交され、続いて意見交換が行われました。



大隈厚生労働大臣政務官、全国中央会佐藤専務理事

佐藤専務理事からは、中小企業に対するさまざまな支援策への感謝とともに、①雇用調整助成金等の特例措置の財源を事業主負担の雇用保険二事業財源から国の一般会計で負担とすること、②コロナ禍で影響を受けた業界の余剰人員を人手不足の業界に出向させる在籍型出向制度活用の際、中小企業のニーズに応じたマッチングへの支援、③今年の最低賃金の改定審議について、同一労働同一賃金等への対応やコロナ禍の影響下で雇用維持に必死に取り組む中小企業へ追い打ちをかけることのないよう、現行水準の維持、の3点を要望しました。

## 🔍 解体工事とは

解体工事とは、その名の通り建造物を取り壊す工事のことです。しかし、一口に解体工事といっても、解体の目的や建物の構造（木造や鉄骨など）、周囲の状況等によって種類は様々です。建物によっては有害物質を含んでいたり、途中で改築されている場合もあり、それらに対応するためには、複雑で高度な技術が求められます。そもそも、建物は壊れないように造られているので、それを事故なく安全に解体していくのは非常に大変な作業です。

## 🔍 業界団体としての取り組み

当組合は、以前から行政に働きかけ、「解体工事の業種認定」と「解体工事施工技士の公的資格化」の2つを要請してきました。その成果として、平成26年には建設業法が改正され、業種区分に「解体工事業」が新設されました。業種の新設は43年ぶりとのこと。また、「解体工事施工技士」は、解体工事に特化した唯一の公的資格として認められ、長野県を含む一部の自治体等では同資格を入札の条件にするなど、一層活用されるようになりました。

これにより、解体工事中の事故を防ぎ、専門的な技術者に安心して施工を任せられる環境の整備が進んでいます。業界団体である組合だからこそ、業界の発展に必要な意見を発信できるメリットが活かされました。

## 🔍 台風19号災害からの復興事業

令和元年10月、台風19号が甚大な被害をもたらしました。災害発生後、当組合では、自衛隊と共同して災害廃棄物の積込み・運搬作業に従事しました。この作業では、日頃の解体工事で使う機械やノウハウが存分に活かされ、早期復旧に大きく貢献しました。

この活動が認められ、県の斡旋により6市が行う復興事業（公費解体工事）を、当組合が一括して受注することとなりました。そこで、組合内に災害対策本部を立ち上げて事業実施体制を整備し、必要な資金については、中央会担当者のサポートで商工中金からの融資を受けることとなりました。

## 🔍 公費解体について

その後、会員企業に対する公費解体の説明会や、関係自治体との委託契約書の締結及び連絡調整などを経て公費解体が始まりました。会議で進捗状況や施工上の課題等について検討・情報共有を行い、また自治体関係者との協議も重ねて協力しながら、公費解体が着々と進められた結果、現在では、ほぼ全ての被災家屋の解体が完了しました。

## 🔍 今後の展望と課題

近年では豪雨や台風、地震などの自然災害が各地で発生しています。今後、解体工事業は、災害復興への協力など国土強靱化の一翼を担うことが期待されています。また、「建設リサイクル法」施行により、分別解体に取り組むことで資源循環型社会への貢献も求められます。

当組合は、解体工事業界の健全な発展、公共の福祉の増進のため今後も尽力していきます。

理事長：竹原 健二  
設立：平成18年6月14日  
TEL：026-219-2455 F A X：026-234-5582  
住所：長野市南県町685-2 長野県食糧会館ビル4F  
HP：http://www.zenkaikouren.or.jp/nagano/



「解体工事業」が正式に業種認定されました。今後ともよろしくお願い致します。

理事長 竹原 健二

# 好機逸す べからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 183

楠わいなりー株式会社（須坂市）

ワインぶどう生産最適地で醸す日本ワイン。  
高品質かつ特徴のある商品づくりで差別化を図る。

## 品質の高さが国内外で高い評価

「オーストラリア留学中に学んだ、ぶどう栽培の適正を判断する指標により日本各地の産地を分析したところ、長野県北信エリアが最もぶどう栽培に適していることが分かった。昔から果樹栽培が盛んだった故郷の実体験もあり、良いぶどうができると確信しました」



多彩なワインぶどうからつくる高品質なワイン

楠わいなりーの楠社長は東北大学工学部を卒業後、貿易会社と航空機リース会社に勤務。海外勤務を含む20年間のサラリーマン生活の中で、特に興味を深めたのがワインでした。そして2000年、40歳を越え、残りの人生は自分のやりたいことをやろうと決め、退職。ワインづくりはもちろん農業も未経験だったため、オーストラリア・アデレード大学大学院に留学し、ワイン醸造学とぶどう栽培学を学びました。

2004年に帰国後、地元で畑を借り、本格的な欧州系ワインぶどうの苗木を植えるところからスタート。畑を少しずつ広げ、11年10月にショップと醸造棟を備えたワイナリーを建設し、自家醸造を始めました。今でこそ個性的なワイナリーが多く立地し、ワインぶどう生産量では全国一を誇る長野県ですが、当時はどちらも希少。同社は個人経営ワイナリーとして先駆的存在でした。

以来、高品質なワインづくりに邁進。約5ヘクタールの自社農園から毎年35～40トンのぶどうを収穫し、3万本ほどのワインをつくっています。「シャルドネ2009」「メルロー2011」が長野県原産地呼称認定委員会において審査員奨励賞を受賞。2016年にはG7交通大臣会議（軽井沢で開催）の歓迎レセプションのワインとして「シャルドネ2014樽熟成」が採用されるなど、その品質は国内外で高い評価を得ています。

## ワイン業界で先駆的な取り組み

国内で消費されるワインで、純粋に国産原料の

みを使った「日本ワイン」のシェアはまだ全体の

5%程度。もっとも、ワイン全体の消費量が拡大する中で移出数量は増えており、伸びしろは大きいといえます。楠社長は「ワインは自分のペースで飲める、人生を楽しむための飲み物。最近、20代の若者が日本ワインを飲み始めている傾向があり心強い」と今後の需要拡大に期待しています。

そこで同社は市場シェア拡大を目指し、人気の高い安価で高品質なスパークリングワインとより高品質なワインを安定的に製造するため、温度管理が的確に行える耐圧仕様の特殊ネオサーマルタンクを導入しました（平成26年度補正ものづくり補助金活用）。

発酵温度を下げることで、さらに赤ワインは発酵前に低温浸漬することで、ぶどう本来の香りと味わいを残すことが可能。スパークリングワインはワイン

に炭酸ガスを溶かし込むことでリーズナブルに製造できます。そのために欠かせない設備投資であり、ワイン業界では先進的な取り組みです。

「手をかければかけただけ特徴のあるワインができる」と楠社長。よりおいしいワインをつくるアイデアも豊かに発酵し続けているようです。



ショップでの試飲も人気



導入した特殊ネオサーマルタンク



スパークリングワイン製造タンク



## 楠わいなりー株式会社

代表 代表取締役 楠 茂幸  
創業 2010（平成22）年12月  
資本金 9,565万円  
従業員数 10名  
本社 須坂市大字須坂847-3



TEL.026-214-8568 FAX.026-214-8578

事業内容 ワイン醸造・販売

<https://www.kusunoki-winery.com>

# 好機逸す べからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 184

富士ケミカル株式会社（佐久市）

包装資材の調達・設計・加工、梱包から物流まで、環境に配慮した物流のトータルサービスを提供。

## 設計から物流までセットで納入

モノを輸送する際、破損や不具合から守るため、内装箱や緩衝材、外包装などには気を遣います。特に、医療機器・電子部品などの精密機器はデリケートなため、厳重な梱包が求められます。



段ボール緩衝材による包装

富士ケミカルは各種包装資材商社として、1980（昭和55）年に創業。地域産業界のニーズに応え、多種多様な包装資材を供給してきました。その後、資材の販売にとどまらず、物流サービスをトータルで提供する事業へとビジネス領域を広げています。

それを可能にしたのが独自の包装設計技術。包装設計とは、製品の形状・重量・材質・輸送条件などに合わせ、包装作業・物流効率を考慮した緩衝材を選び、最適な包装仕様の設計を行う技術です。設計のみの受注もあるほど、その技術力は高く評価されています。

物流においては、製品専用設計された包装資材や通い箱が使われ、医療機器など厳しい精度が求められる場合には、製品ごとに複雑な形状の包装資材が必要となっています。また自動車部品など、試作品の包装資材を短納期で求められるケースも増えています。

同社が力を入れているのは、木枠を含む包装資材の調達・設計・加工、客先での梱包作業から物流までセットで納入するという提案。顧客も物流のすべてを一社に任せることで手間もコストも削減できるメリットから、依頼が増えています。

包装設計においては振動試験、落下試験を実施。



マルチカッティングマシン

さらに輸送時の状態や温湿度などを精密に計測する「輸送環境・衝撃記録計（TIVE）」の提案も行い、大手企業を含む多くの顧客から信頼されています。

## 最重視する テーマは「環境」



スライサー

同社は環境への配慮から、設計力を活かし、繰り返し使えるプラスチック段ボールや発泡材の使用などを提案。2006年にはサンプルカッターを導入し、外注に頼っていた強化段ボールやプラ段、発泡材などのカットを内製化、タイムリーな対応を可能にしました。「三次元CADなどの設計データでカットし、サンプル提案の時間や納期の短縮が実現しました」と小川義弘社長。

さらに平成26年度補正ものづくり補助金により、バーチカルカッター、スライサーを導入。包装資材の設計・試作の納期短縮、小ロットの特急品の加工などに活用し、売上げ向上につなげています。

「長野県SDGs推進企業」に登録するなど、環境への取り組みを積極的に推進する同社。「環境」は今後の取り組みとして最重視するテーマです。

小川社長は「マイクロプラスチックの問題もあり、発泡材から段ボールの緩衝材への切り替えを



バーチカルカッター

どんどん提案しています。設計力の強みを活かし、先取りして提案することで売上げを上げていきたい」と力を込めます。



## 富士ケミカル株式会社

代表 代表取締役社長 小川 義弘  
創業 1980（昭和55）年4月  
資本金 2,500万円  
従業員数 28名  
本社 佐久市長土呂64-32



TEL.0267-68-7215 FAX.0267-68-7218

事業内容 梱包資材の販売及び開発、梱包作業代行  
<http://f-chemical.co.jp>



小谷村章  
昭和43年9月

Otari Village

小谷村



小谷村キャラクター「たりたり」

## 自然と人が“マッチング” ～小谷村を体感する～

小谷村は、長野県の北西部に位置する山村の小さな村です。面積の約90%が森林であり、この貴重な自然と共存しています。

### 自然があるから体験できる！

小谷村の山奥にある石坂探検村。そこには、ありのままの自然の中に、小さなバンガローがあります。池があります。小川があります。

手がつけられていない自然を利用し、釣りやキャンプ、カヌーなどをあらゆる体験ができるエリアです。運営している大日方さんは「自然のままの姿を体験できる場所」としてこの環境を利用した各種体験メニューを用意しています。自然のままだからこそ、その季節によって体験メニューが変わります。山菜採りやキノコ狩り、山の恵みを利用したオリジナルメニューを季節ごと提供します。

石坂探検村だけでなく、小谷村は自然の宝庫であることはもちろんですが、この小谷村で「自然から学ぶ」「自然から日常とは異なる体感をする」「自然と一体感が味わえる」、たくさんの自然が満喫できるエリアがたくさんあります。ぜひ小谷村で自然を体感してください。



春夏秋冬、それぞれの季節により体験メニューが豊富にあります。

(小谷自然学校)



樽池高原にあるアドベンチャー施設。北アルプスをバックに様々なワクワク体験ができます。

(樽池ゴンドラリフト(株))



森林からの「癒やし」を感じる森林セラピー。ウッドチップロードや原生林に囲まれたロードなど、それぞれの顔を持つセラピーロードを案内します。(小谷村観光連盟)

小谷村は自然の宝庫です。山菜やキノコなど自然の恵みからの食、貴重な動植物などありのままの姿が見られます。さらにオススメは「人柄」。貴重な自然と対話できるガイドさんが多くいます。春夏秋冬、形を変えて、自然と人柄を十分に味わってもらうことができます。地元の安心できるガイドと共に貴重な自然を体感してください。



小谷村長  
中村 義明

## 外国人材受け入れと在留資格 II 他

先月号は『長野県外国人材受入企業サポートセンター』開所のご案内と出入国管理及び難民認定法(入管法)における『就労系』の在留資格について、長野県外国人材受入企業サポートセンターの赤羽センター長より説明がありました。そこで、今月号は身分・地位に基づく在留資格いわゆる『身分系』の在留資格と国籍について説明させていただきたいと思っております。

就労系在留資格の特徴の一つとして、在留資格ごとに活動内容が制限されていることが挙げられます。例えば、技能実習生として入国している外国人は、技能実習生以外の活動をしてはいけません。つまり、もう少し収入が欲しいのでアルバイトをしたいということは認められていないのです。しかし、身分系の在留資格についてはこの活動制限がありません。日本人とほぼ同様の活動が認められています。起業も自由にできます。

なお最近、社会問題として取り上げられることが多くなっている外国人による不動産の購入に関しては、我が国では諸外国に見られる外国人への規制はないようです。在留資格による条件もないとのことですが、金融機関から融資を受けようとする際には、この後で述べる「永住者」資格を持っていることが条件とされているとお聞きしています。

それでは具体的に『身分系』在留資格についてご説明いたします。

### 1. 日本人の配偶者等

日本人の配偶者と日本人の特別養子(厚労省のホームページなどをご参照ください)または日本人の子として出生した者(日系二世)が取得できる在留資格です。活動制限はありません。2019年12月末時点の在留外国人統計(全体数2,933,137人)を見ると全体の約5%の方々該当します。

### 2. 定住者

「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者」とされており、対象の範囲が広い在留資格です。代表的な方は日系二世の方の配偶者、日系三世やその配偶者等々で、対象になる方については法務省告示されています。また、社会の変化に柔軟に対応してきた在留資格ともいえ、平成8年には日本人と結婚した配偶者がその日本人配偶者と死別または離別後に日本人実子を日本で扶養する場合には定住者資格を得られるという法務省通達が出されました。最近では、親と同伴して来日して在留してきた「家族滞在」資格の子供が一定条件のもと「定住者」に資格変更できる旨の通達が出入国在留管理局から出されています。上記時点での割合は約7%です。

### 3. 永住者

そして、永住者です。日本に在留する外国人の約27%(約793,000人)の方が永住者資格を得ています。永住許可を得れば、活動制限はなく、在留期間の制限もありません。しかし、退去強制された場合(無期又は1年を超える懲役若しくは禁固に処せられた者など)は永住許可を取り消されるおそれがあります。この永住者とは別に「特別永住者」という在留資格があります。これは、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(入管特例法)」によって定められた在留資格を持つ外国人のことをいいます。具体的な対象者は、第二次世界大戦の以前から日本に居住して日本国民として暮らしていた外国人で、サンフランシスコ平和条約により日本国籍を失ったの方々です。平和条約による国籍離脱者が韓国・朝鮮人、台湾人のみであったことから、その3つの国の割合が非常に多いのが特徴となります。この方々が312,000人ほどいらっしゃいますので普通の永住者と合わせて110万人以上の方々の方が在留期間がなく、選挙権・被選挙権はありませんが、ほぼ日本人と同様の生活をしていらっしゃいます。

次に「国籍」について少しお話をしたいと思います。まず、国籍とは何でしょうか。法務省のホームページには国籍とは、人が特定の国の構成員であるための資格をいいます。国家が存立するためには、領土とともに、国民の存在が不可欠ですから、

国籍という概念は、どこの国にもあります。しかし、どの範囲の者をその国の国民として認めるかは、その国の歴史、伝統、政治・経済情勢等によって異なり、それぞれの国が自ら決定することができます。このことから、国は、ある個人が他の国の国籍を有するかどうかまでは、決めることができません。と説明しています。

我が国、日本では一人一国籍を原則としていますが、現実的には重国籍者の方々は80万人程いらっしゃるそうです。少し前に話題になったプロテニスプレーヤーの大坂なおみ選手は日本とアメリカの重国籍者でした(現在は日本国籍)。では、どのようなケースで重国籍が生じるかといいますと、国際結婚によって出生した子に生じるケースが圧倒的に多いのが実情です。大坂なおみ選手の場合は、お父さんがアメリカ人でお母さんが日本人です。

国籍付与に関しては大きく分けて「出生地主義」と「血統主義」に分かれており、アメリカやブラジルなど多くの移民の国は出生地主義を採用しており、日本、中国、韓国、フィリピン、タイなどは血統主義を採用しています。例えば、日本人父母がアメリカに赴任中に生まれた子供は、父母が日本国籍ですから日本国籍と、出生地がアメリカですからアメリカの2つの国籍を生まれながら持つこととなります。日本の場合は、原則的には血統主義を採用していますが、補完的に出生地主義を採用することで「無国籍者」が生じさせないような制度になっています。

#### 国籍法第2条

子は、次の場合には、日本国民とする。

- 一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。
- 二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき。
- 三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

ここまで読んでくださった方で「あれ?」と思われる方がいらっしゃるかもしれません。上述の在留資格「日本人の配偶者等」には日系二世も該当すると説明しましたが、日系二世とは父母のいずれか若しくは両方が日本人なのだから国籍法二条により出生子は日本人になるのではないのか…。しかし、「出生の日から3ヵ月以内に、出生の届出とともに日本国籍を留保する意思表示(国籍留保の届出)をしなれば、その子は、出生の時にさかのぼって日本国籍を失う(国籍法第12条、戸籍法第104条)」という非常に重要な規定があり、国籍留保の届出をしなかった場合は、日本国籍を失い日系二世の外国人になってしまうわけです。なお、この届出を行わなかったために日本国籍を喪失した子については、一定の要件を満たしていれば、法務大臣へ届け出ることによって日本国籍を再取得することができる場合があります。

ところで、私たちは現実的に何を持って「日本人」と考えているのでしょうか。戸籍に記載されていれば日本人…これは間違いありません。では、戸籍に記載されていても、外見やしぐさが日本人らしくなく、日本語での会話ができない人を私たちは日本人として受け入れられるのでしょうか。2016年に14カ国を対象に『〇〇人であるためには次のこと【言葉・伝統・習慣・宗教・生まれた国】はどれほど重要ですか?』という調査が行われました(このうち日本は宗教について設問なし)。「非常に重要」と回答した人の割合をグラフ化したものが公表されているのですが、14カ国すべての国で「言葉」が非常に重要であると答えた人が一番多かったそうです。外国人であっても日本語で流暢に会話でき、漢字も読み書きできるような人のほとんどは、みごとに日本社会に順応し日本人と同様な生活を営んでいます。現在、外国人との共生社会の実現のための有識者会議が行われていますが、この会議の中でも日本語教育の重要性を取り上げています。今後ますます外国籍の方々が増えていくと思われます。今まではなかったような社会問題が生じることもあるかもしれません。日本社会の構成員の仲間として、外国籍の方々とも助け合い協力し合いながら発展していきたいものです。

# 今年の夏も熱中症に注意してください!

長野労働局 労働基準部 健康安全課

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は400人を超えています。今回は、県内の状況や対策を説明させていただきます。

今年も、昨年同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのマスクが熱中症を誘発しやすいなど、例年とは異なる点にも注意する必要があるため、十分な対策を講じてください。

## 1 長野県における熱中症の発生状況

昨年、長野県では8の方が職場における熱中症で4日以上休業しております。過去10年を見ても、平成30年と令和元年是その数が10人を超え、また、その年は死亡者も出ています。

過去10年間の県内における熱中症の発生状況を説明します。

まず、月別では、5月頃から徐々に現れ始め、7月に本格化します。7月に数が大きく増えるのは、梅雨明けから急激に暑くなり、暑熱順化（体が暑さに慣れること）がうまくいきにくいためと思われます。死亡災害は8月に集中しており、この2か月が特に注意が必要な月となります。

次に時間帯別では、11時台と15時台に集中しています。この2つの時間帯に共通する点としては、①疲れが出やすい時間帯であることと、②暑さのピークに近い時間帯であることが挙げられ、特に注意が必要です。

業種別の発生状況では、建設業が特に多く、製造業、警備業、道路貨物運送業、商業と続きます。建設業や警備業などの、屋外での立ち仕事が多い業種で、熱中症も多く発生していることがわかります。また、製造業において、特に多いのは食品品製造業ですが、各業種で広く発生しています。この場合、屋外作業のみならず、屋内作業での熱中症にも注意する必要があります。

なお、年齢別発生状況では、一昨年(死傷者数19人)を見るかぎり、特徴的傾向は見られませんでした。一般的には高齢層になると体温調整能力が落ちるために危険とされますが、その他の年代でも十分な注意をお願いします。例えば、朝食の欠食、寝不足等も熱中症の発症に大きく影響を与え、特に若年労働者はこれら生活習慣の乱れが見られる傾向が強いため、生活改善を促すことや、朝会での体調確認などの対策が有効となります。

## 2 令和3年の熱中症対策

基本的な熱中症予防対策は、暑さ指数(WBGT値)を把握した上で、下表(【表1】)にあるような対策の中から実行可能なものを、必要に応じて講じていくことになります。なお、WBGT値を現場単位で計測するには暑さ指数計を用意する必要がありますが、地域ごとの値であれば、自治体や気象庁のホームページでも確認することができます。

【表1】職場における熱中症対策

|  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 暑さ指数を下げるための設備(冷房等)の設置   |
| <input type="checkbox"/> 休憩場所の整備   |
| <input type="checkbox"/> 涼しい服装の励行  |
| <input type="checkbox"/> 作業時間の短縮<br>暑さ指数が高いときは、単独作業を控え、暑さ指数に応じて作業の中止、こまめな休憩など工夫する。                                     |
| <input type="checkbox"/> 熱への順化<br>暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1時間程度かけて徐々に体を慣らす。  |
| <input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取<br>喉が渇いていなくても、定期的に水分・塩分を摂取する。  |
| <input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく措置<br>糖尿病、高血圧、心疾患、腎不全、精神・神経関係疾患、広範の皮膚疾患、感冒、下痢等があると熱中症にかかりやすいため、医師の意見に基づく人員配置等に配慮する。 |
| <input type="checkbox"/> 日常の健康管理など<br>飲み過ぎ、寝不足、朝食有無などを確認する。熱中症の具体的症状等を教育し、早期の気づきを促す。                                   |
| <input type="checkbox"/> 労働者の健康状態の確認<br>管理者はもちろん作業員同士でも健康状態を確認する。  |
| <input type="checkbox"/> 管理者による確認<br>管理者は、労働者が、暑さに慣れているか、水分・塩分摂取は十分か、体調は問題ないかなどを確認する。                                  |
| <input type="checkbox"/> 異常時の措置<br>労働者に少しでも異変を感じたら、いったん作業を離れ、付添いを付けて病院まで運ぶ(救急車を呼ぶ)。                                    |

(問合先) 長野労働局 労働基準部 健康安全課  
電話番号：026-223-0554

長野労働局 熱中症予防対策 検索

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業の皆さまへ

専用の各種保証制度で資金繰りをサポートしています。

|        | 災害緊急特別保証  | セーフティネット保証4号   | セーフティネット保証5号  | 危機関連保証   |
|--------|---|--|---|--|
| 対象となる方 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けているまたは受けるおそれのある方  | 突発的な災害(自然災害等)の発生に起因した売上高等の減少について市町村長の認定を受けた方   | 業況の悪化している業種(全国的)に属する事業を行っており、売上高等の減少について市町村長の認定を受けた方  | 大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応として国が認定した案件に起因して、売上高等の減少について市町村長の認定を受けた方  |
| 資金使途   | 災害等の発生により必要な事業資金  | 経営の安定に必要な資金  |   | 経営の安定に必要な資金  |
| 保証限度額  | 8,000万円(一般保証枠)  | 2億8,000万円(別枠)  |   | 2億8,000万円(別枠)  |
| 保証期間   | 10年以内<br>(据置期間2年以内)   | 資金使途等に応じた適切な期間   |   | 10年以内<br>(据置期間2年以内)  |
| 保証料率   | 0.25%~1.70%<br>(通常料率より0.2%引き下げ)   | 0.80%以内  | 0.64%以内   | 0.80%以内  |
| その他    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県市町村制度資金ではご利用いただけません。(当協会独自の保証制度)</li> <li>・ 既存保証口の借換も可能です。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般保証、危機関連保証とは別枠でご利用いただけます。</li> <li>・ 「令和2年新型コロナウイルス感染症」がセーフティネット保証4号の対象に指定されています。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ セーフティネット保証5号の指定業種は中小企業庁ホームページに掲載されています。<br/><a href="https://www.chusho.meti.go.jp/">https://www.chusho.meti.go.jp/</a></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般保証、セーフティネット保証とは別枠でご利用いただけます。</li> <li>・ 「令和2年新型コロナウイルス感染症」が危機関連保証の対象に認定されています。</li> </ul> |

制度によって、保証料補助が受けられる場合があります。

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。また、ホームページをご覧ください。



ホームページ：<https://www.nagano-cgc.or.jp>  
E-mail：[hosyo@nagano-cgc.or.jp](mailto:hosyo@nagano-cgc.or.jp)  
電話相談窓口：☎0120-34-7680

中小企業・個人事業所の

# 大黒柱

休業支援共済

持病を  
お持ちの方も  
ご相談  
ください。

## 共済商品の内容

| 保障のコース       | ① 入院共済金<br>入院1日目から30日まで           | ② 休業支援共済金<br>継続して30日以上入院 | 30日以上入院した場合<br>の合計額(①+②) |
|--------------|-----------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 100万円<br>コース | 1日につき<br>10,000円<br>入院共済金支払限度30万円 | 一時金で70万円                 | 100万円                    |
| 50万円コース      | 1日につき5,000円<br>入院共済金支払限度15万円      | 一時金で35万円                 | 50万円                     |
| 30万円コース      | 1日につき3,000円<br>入院共済金支払限度9万円       | 一時金で21万円                 | 30万円                     |

○ 詳細につきましてはパンフレットをご覧ください。

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

**0120-86-9431**

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキタビル3階

【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO 華乃井ホテルバース1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885

TEL.0268(24)1789

TEL.0263(33)0510

TEL.0266(78)4033

TEL.0265(24)7099

経営者・役員・従業員とそ  
 のご家族の  
 安心の保障を準備する  
 ために  
 中央会の共済制度を  
 ご活用ください。

BEST PARTNER  
 大樹生命



従業員のための  
 退職金準備に  
**特定退職金共済制度**

従業員さまの定着が図られ、  
 安定した退職金準備が  
 できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社  
 大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための  
 万一の保障  
**団体扱生命保険**

団体扱\* (月払)の場合、  
 一般扱(口座振替月払等)で  
 ご契約いただくよりも、  
 保険料が割安になります!

**オーナーズプラン**  
 経営者の  
 各種リスクマネジメントのために  
**パートナーズプラン**  
 役員・従業員の皆さまの  
 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに  
**業務災害補償保険**

事業活動にかかわる  
 従業員さまのケガなどのリスクに  
 対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社  
 三井住友海上火災保険株式会社  
 業務災害補償保険 取扱代理店  
 大樹生命保険株式会社



- \* 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585  
<https://www.taiju-life.co.jp/>

|                    |                      |                    |
|--------------------|----------------------|--------------------|
| 長野営業部 026-226-2820 | 諏訪営業部 0266-52-1356   | 佐久営業部 0267-62-0358 |
| 松本営業部 0263-35-8519 | あづみ野営業部 0263-84-0256 | 上田営業部 0268-24-2755 |
| 飯田営業部 0265-24-4980 | 東御営業部 0268-64-5413   |                    |

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)  
 R-2021-1001 (2021.4)

# 令和3年度 長野県中小企業団体中央会 通常総代会開催のお知らせ

日時 令和3年5月25日（火）午後2時

場所 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

第1号議案 令和2年度事業報告承認について

第2号議案 令和2年度収支決算並びに剰余金処分（案）承認について

## — 監 査 報 告 —

第3号議案 令和3年度事業計画（案）決定について

第4号議案 令和3年度収支予算（案）決定について

第5号議案 令和3年度会費賦課基準（案）決定について

第6号議案 その他特別に議する事項について

報告事項 顧問及び参与推戴報告について

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、規模を縮小しての開催を予定しております。  
詳細につきましては、お送りするご案内をご覧ください。

## 「長野県事業承継・引継ぎ支援センター」のご案内

長野県では、これまでに「長野県事業引継ぎ支援センター」、「長野県事業承継ネットワーク」を設置し、県内中小企業等の事業承継の相談対応を行ってききましたが、この度、令和3年4月1日に組織を統合し、「長野県事業承継・引継ぎ支援センター」を開設しました。

金融機関、商工団体等の関係機関との密接な連携を構築し、事業の継続性・発展性が見込まれる中小企業等の親族内承継、従業員承継、M & A等の事業引継ぎについて、ワンストップで総合的に支援します。（相談無料）

事業承継のご相談は、ぜひ当センターをご利用ください。

**お問い合わせ先** 長野県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：026-219-3825

☆働きやすい職場環境づくり  
「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ  
“あなたにもできる。”  
ライフスタイルの見直しで、  
1人1日1kgのCO<sub>2</sub>削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成  
退職金は、国の制度を買く活用

中退共 小企業  
退職金 積立制度

「中退共」で  
検索！

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>  
（財）勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部  
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

## 月刊 中小企業レポート MONTHLY REPORT

2021

5

No.534

第534号 令和3年5月10日発行

発行人 井出 康弘

発行所 長野県中小企業団体中央会  
長野市中御所岡田町 131-10  
長野県中小企業会館内4F  
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社



# はやく。 つよく。 ともに。

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11

TEL:026-234-0145

諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6

TEL:0266-52-6600

松本支店 〒390-0811 松本市中央2-1-27

TEL:0263-35-6211

新型コロナウイルス感染症に関する  
商工中金の対応について

商工中金は、「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」を開設し、  
影響を受けた中小企業の皆さまの資金繰り相談等に対応しております。  
〈お問い合わせ先〉0120-542-711（平日および土日祝日 午前9時～午後5時）



人を思う。未来を思う。

商工中金